

平成 27 年 8 月 11 日

魚沼市議会議長 浅井守雄 様

総務委員会

委員長 遠藤徳一

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 行政視察について
(3) その他

- 2 調査の経過 8 月 11 日に委員会を開催し、上記事件について説明を受け調査を行った。
所管事務調査で、第 2 次魚沼市環境基本計画骨子について、魚沼市自然環境保全条例（仮称）の制定について、魚沼市斎場及び魚沼市入広瀬火葬場の管理運営について説明を受け、質疑を行った。
行政視察については、10 月に長野方面に行政視察を行うこととした。
その他で、柏崎・刈羽原子力災害時の広域避難について執行部より報告を受け、質疑を行った。

総務委員会会議録

1 調査事件

(1) 所管事務調査について

- ・第2次魚沼市環境基本計画骨子について
- ・魚沼市自然環境保全条例（仮称）の制定について
- ・魚沼市斎場及び魚沼市入広瀬火葬場の管理運営について

(2) 行政視察について

(3) その他

- ・柏崎・刈羽原子力災害時の広域避難について

2 日 時 平成27年8月11日 午前10時00分

3 場 所 広神庁舎 301会議室

4 出席委員 富永三千敏、岩井富士夫、大平栄治、遠藤徳一、大屋角政、森山英敏
(浅井守雄議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 角家総務課長、羽鳥環境課長、柳沢危機管理室長、大塚環境対策室長

7 書 記 小幡議会事務局長、桜井議会事務局次長

8 経 過

開 会 (9:53)

遠藤委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会いたします。先般、議会運営委員会、議長・委員長会議で各委員会では、10分前着席を目指すよう委員長・議長より話がありましたので総務委員会としましても10分前着席を目指して取り組んでいきたいと思っておりますので皆さまのご協力をよろしくお願いします。

(1) 所管事務調査について

- ・第2次魚沼市環境基本計画骨子について

遠藤委員長 それでは、日程第1、所管事務調査を議題といたします。(1)第2次魚沼市環境基本計画骨子 についてを議題とします。資料の提出がなされていますので、執行部に説明を求めます。

羽鳥環境課長 環境基本計画骨子につきましてご説明いたします。魚沼市のすばらしい環境

を守り、育て、未来の人たちに伝えることは、私たちの責務であることから平成19年4月に環境基本条例を制定しました。また、平成21年5月には恵み豊かな自然環境を守り育てるため自然環境都市を宣言いたしました。環境基本計画は環境基本条例に基づき平成21年3月に策定されましたが計画期間が今年度までとなっていることと第2次総合計画との整合性を図るため、今見直し作業を進めております。今回計画の骨子ができましたのでご報告申し上げます。内容につきましては環境対策室長より説明いたします。

大塚環境対策室長 (資料「第2次魚沼市環境基本計画骨子」により説明)

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑を終結します。

本件については、進捗状況も踏まえまして今後情報提供いただきながら、本委員会といたしましても引き続き調査していくこととしたいと思います。

・魚沼市自然環境保全条例(仮称)の制定について

遠藤委員長 次に、(2) 魚沼市自然環境保全条例(仮称)の制定についてを議題とします。

資料の提出がなされていますので、執行部に説明を求めます。

羽鳥環境課長 魚沼市自然環境保全条例概要についてご説明いたします。魚沼市内には貴重な動植物が数多く生息しております。特に、青島地区等におけるギフチョウやジャコウアゲハ、原虫野にはザゼンソウなど貴重な昆虫や植物が生息しておりますが、保護をする規定がない状況です。今回条例制定の根拠の一つであります調査について、市内の里山を中心とした植物、昆虫等について実施しております。基礎資料も揃いつつありますので、市独自の自然環境を保全するための条例を制定することいたしました。内容につきましては環境対策室長より説明いたします。

大塚環境対策室長 (資料「魚沼市自然環境保全条例(仮称)の制定について」により説明)

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

富永委員 環境審議会の皆様との連携してできる部分とか考えていますか。

羽鳥環境課長 確かに我々独自でなく環境審議会、その他にも違う組織、自然環境保全調査委員会等の組織もありますので、その中で十分議論しながら進めていきたいと思っております。

富永委員 この条例の中に市と事業者それから市民の責務を規定するということでありますし、また、4番に制定に際しての留意点という事で、巡視体制とか保全方法、規制方法等が書いてありますが、責務をうたうだけでなく、市と事業者と市民の連携の仕方、あるいは連携の方策等がある程度具体的に書き込むことはどうなのかお聞かせください。

羽鳥環境課長 確かに、市の責務、事業者の責務、市民の責務は明確に内容に盛り込みたいと思っておりますが連携事業を具体的にはうたいこんでいません。ただ、この条例・規則等だけでなく、もともと環境保全・守るためには地元の協力なくしてはできないということで、これからもそういう団体等の育成に力を入れたいと思っております。

富永委員 その民間だったり、民間の団体だったり、この条例に添って市の自然環境を保全するときに市としても何らかのバックアップ、助成があつてしかるべきと思うがその辺のところを力を入れて進めていくのかどうか。

羽鳥環境課長 市民の責務の中で、市が行う自然環境施策に協力して下さいという文面は入

れてあります。それと規則になります。その辺もまだ案の段階ですが検討しながら進めていきたいと思います。

森山委員 自然環境保全条例（仮称）ということですが、全国的に制定されている自治体はあるのですか。

羽鳥環境課長 全国は調べていませんが県内では、市が8団体、村が2団体で計10団体、プラス新潟県で、11団体が制定しています。

森山委員 そうしますと、既に制定されている自治体があるという話ですので、その辺をよく参考にしていただいて早急に制定をしていただきたい部分と、それによって住民が困ったことになるようなことがないように願いたいと思うがいかがか。

羽鳥環境課長 その辺も文面には盛り込みたいと思っております。指定をする場合には、土地の所有者、占有者、管理者に承認を得るという形にしたいと思っております。

遠藤委員長 しばらくの間休憩とします。

休 憩（10：15）

休憩中に懇談的に意見交換

再 開（10：17）

遠藤委員長 休憩を解いて会議を再開します。休憩中に条例の素案等ができた場合には、前もって予習ができるような形で事前に資料を委員に配布するような体制を取っていただきたいということですので、執行部としてもその辺配慮願いたい。

岩井委員 3番目の内容の中で罰則の項目がありますが、地元の方々も罰則を設けないとなかなか厳しいのではないかと、相手も相当手ごわい人たちが来ているみたいで、罰則もぜひ入れてほしいという要望が強いんですが、県内の条例を施行している団体は罰則を設けているところはどれくらいあるのかわかりましたらお聞かせ願いたい。

羽鳥環境課長 罰則規定を設けている団体は県内で3団体、プラス新潟県です。

岩井委員 罰則の内容はどうなっていますか。

羽鳥環境課長 一例で言えば、6カ月以内の懲役又は5万円以内の罰金。種類によっては1年以下の懲役または10万円以内の罰金となっています。

遠藤委員長 しばらくの間休憩とします。

休 憩（10：18）

休憩中に懇談的に意見交換

再 開（10：25）

遠藤委員長 休憩を解いて会議を再開します。この件につきまして休憩中に環境に対する罰

則の定義、そういったものを明確に決めていかないと合議にたどり着かない部分もあるということでその辺をしっかりと協議していただきたいという事。また、県で保護地区になっている市内の場所は、権現堂のあずまシャクナゲの生息地である尾根線沿いが指定に入っているということでありましたが、そういった県の規制を市内にもかけられるかといった話もありました。今後、必要な部分についてはいずれにしても、条文が明確化されますと議決案件でもありますので、委員会へも早めに情報を頂きながら内容等についてしっかりと委員会で取り組んでいきたいと思えます。ほかにありませんか。(なし) しばらくの間休憩とします。

休 憩 (10:26)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (10:32)

遠藤委員長 休憩を解いて会議を再開します。本件につきましては委員会におきまして引き続き調査していくことといたします。

・魚沼市斎場及び魚沼市入広瀬火葬場の管理運営について

遠藤委員長 次に(3)魚沼市斎場及び魚沼市入広瀬火葬場の管理運営についてを議題とします。資料の提出がなされていますので、執行部に説明を求めます。

羽鳥環境課長 魚沼市斎場及び魚沼市入広瀬火葬場の管理運営についてご説明いたします。ご存じのとおり現在12月供用開始に向けて新斎場の建設が進んでおります。管理運営につきましては、従来どおり指定管理による管理運営を行うべく今現在、事務を進めております。指定管理者の指定は議会の議決を経て行うこととなっており、議案の提出については9月議会を予定しておりますが、今回事前に推薦団体についてご説明をいたしたいと思えます。詳細につきましては環境対策室長より説明いたします。

大塚環境対策室長 (資料「魚沼市斎場及び魚沼市入広瀬火葬場の管理運営について」により説明)

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑を終結します。本件については、9月議会に提案ということでもありますので、引き継ぎ、その段階での議案審議としていきたいと思えます。次に、日程第2、行政視察につきましては委員会内部の協議になりますので、一部日程を変更して、日程第3、その他を先に、その後に日程第2を協議することに、ご異議ありませんか。(異議なし) そのように決定しました。

(3) その他

・ 柏崎・刈羽原子力災害時の広域避難について

遠藤委員長 日程第3、その他を議題といたします。資料が配付されておりますので、執行部に説明を求めます。

角家総務課長 先般7月28日、県が、東京電力柏崎・刈羽原発での事故発生を想定した住民の広域避難について、原発地域から半径5～30キロ圏域内の避難準備区域（「UPZ」）にある8市町からの本市を含む避難先自治体が示されましたので、ご報告をいたします。本市には長岡市から2万7,000人が避難するという内容のものであり、今後、長岡市との間で、避難計画づくりを行うこととなります。あらかじめ、県により示された県内自治体の広域避難の内容をご報告させていただくものであります。内容につきましては、危機管理室長から、補足して説明申し上げます。

柳沢危機管理室長 （資料「柏崎・刈羽原子力災害時の広域避難について」により説明）

森山委員 今、魚沼市が受け入れ不可能、又は魚沼市へも放射能災害が及ぶ恐れの場合県が検討という話がありましたが、その県の方針はいつ頃出るのか。

柳沢危機管理室長 今はっきりとした方向は出ていません。

大屋委員 現段階で長岡市から2万7,000人が長岡市から魚沼市に避難するということが、これは屋内施設になりますか。

柳沢危機管理室長 そのとおりです。

大屋委員 2万7,000人を収容できるような施設はありますか。

柳沢危機管理室長 魚沼市の公共施設、体育館等を事務局の長岡市に報告させて頂いております。その中での受け入れの2万7,000人です。

大屋委員 現在では2万7,000人で今後学区再編等での施設の統廃合があった場合、避難人数は常時変化していくと考えてよいのか。

柳沢危機管理室長 公共施設ですので施設の再編成があった場合には考える時が来ると思いますが現状としては今の施設を使うということです。

遠藤委員長 県の方針が示されていない中ではありますが皆さんの中で自由討議が必要であれば休憩を取り意見交換を行います。（「休憩」という声）休憩を取りましてしばらくの間、意見交換をいたします。

休 憩（10：45）

休憩中に懇談的に意見交換

再 開（10：52）

遠藤委員長 休憩を解いて会議を再開します。ほかに質疑はございませんか。（なし）本件につきましては以上としたいと思います。これからは、委員会内部の協議になりますので、執行部の皆さんは退席願います。（執行部退席）しばらくの間休憩といたします。

休 憩 (10 : 53)

再 開 (11 : 05)

(2) 行政視察について

遠藤委員長 休憩を解いて会議を再開します。日程第2、総務委員会の行政視察についてを議題とします。しばらくの間休憩し、候補地資料により自由討議とします。

休 憩 (11 : 05)

休憩中に自由討議により協議

再 開 (11 : 15)

遠藤委員長 休憩を解き会議を再開します。ただいま休憩中に協議したとおり、長野方面という事でよろしいでしょうか。(異議なし) そのようにさせていただきます。後は、委員長、事務局で視察の日程調整をさせていただくことをご異議ありませんか。(異議なし) そのように決定しました。本件は、閉会中の所管事務調査として、9月定例会の委員会で正式に決定させていただきますので、そのように承知おきください。他に委員の皆さんの中でご意見、協議事項等はありませんか。(なし) 本日の会議録の調整については委員長に一任願います。本日の総務委員会は、これで閉会します。

閉 会 (11 : 15)